

更別村農業委員会議事録

令和4年 第4回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和4年4月13日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和4年4月13日（13時25分開会、14時20分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	磯 忠 義
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 惠 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

10番 九々委員 11番 宍戸委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 賃借料水準について

議案第1号 職権による地目変更登記の通知について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の
決定について

議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」について
- ② 経営移譲予定者の確認について
- ③ 農業者年金研修資料「農業者年金の基礎知識」の配布について
- ④ 十勝農業委員会連合会の重点要請文（案）について
- ⑤ 令和4年第5回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。皆さんお揃いですので、ただ今から令和4年第4回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。第4回の定例会ということで、定刻前にそれぞれお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ロシアのウクライナ侵攻やコロナウイルスの感染については、いまだに終わりが見えていない状況にあります。また、4月からモノの値段がいろんな場面で値上がりということになっており、益々生活しづらい状況となっております。そんな中ではありますが、一方では、農作業も春耕期に入ろうとしているところであります。

そんな中ではありますが、本日は、報告事項4件、議案3件となっております、どうか慎重審議のほどお願い申し上げ、開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。10番 九々委員、11番 穴戸委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件の方へ入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。3月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありました、この件についてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進めさせていただきます。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明を致します。3月の総会議案の調製以降、6件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告をするものです。

1件目、(報告案件朗読)

2件目、(報告案件朗読)

3件目、(報告案件朗読)

4件目、(報告案件朗読)

5件目、(報告案件朗読)

6件目、(報告案件朗読)

【議長】 ただ今説明がありました、ご不明な点等ありましたらお願いします。
(質疑等無)

【議長】 なければよろしいですね？
(「はい」の声)

(3) 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

【議 長】 それでは次へ進みます。報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について説明を致します。3 月の議案調製以降に届出のありました、農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

(報告案件朗読)

【議 長】 ただ今報告がありましたが、何かご質問があればお願いします。

(質疑等無)

【議 長】 ちなみにこの A というのは、南更別区なんですが、B の関係です。よろしいですか？

(「はい」の声)

(4) 報告第 4 号 賃借料水準について

【議 長】 それでは次に進みます。報告第 4 号、賃借料水準について説明お願い致します。

【事務局】 報告第 4 号、賃借料水準について説明致します。

農地法第 52 条の規定に基づき、借賃等の動向の提供を行うため、令和 3 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに締結された賃貸借契約の賃借料水準を告示しましたので報告するものです。

次のページが、先月 24 日に告示した内容になります。

更別地区 平均額 5,658 円 最高額 7,100 円 最低額 3,055 円

上更別地区 平均額 5,966 円 最高額 7,070 円 最低額 4,000 円

でありました。

※印 2 点目ですが、更南地区は除外データを除いて 4 件 22 筆、勢雄地区は 2 件 10 筆とデータ数が少ないため、非公表としております。

なお、水準の算出に当たっては、全データの平均値から 150%を超えるもの及び平均値の 50%未満のものは算出基礎から除いておりますので申し添えます。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、この点について何かご質問等あればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？
（「はい」の声）

(5) 議案第1号 職権による地目変更登記の通知について

【議長】 これより議案に移ります。議案第1号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対しまして職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願います。

1 件目、（議案朗読）
議案資料をご覧ください。1 頁に図面を付けております。

2 件目、（議案朗読）
議案資料をご覧ください。2 頁に図面を付けております。

3 件目、（議案朗読）
議案資料をご覧ください。3 頁に図面を付けております。

4 件目、（議案朗読）
議案資料をご覧ください。4 頁に図面を付けております。

5 件目、（報告案件朗読）
議案資料をご覧ください。5 頁に図面を付けております。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは審議に入る前に、先にそれぞれ現地確認の報告をいただきます。
1件目と2件目の現地確認いただいた大地委員の方より報告願います。

【大地委員】 昨年の9月28日に現地を確認しまして、農地として利用されていることを確認しました。

【議長】 それでは岡委員の方より報告願います。

【岡委員】 Cの畑ですけど、4月12日確認してまいりました。現状は畑として利用されております。

【議 長】 それでは宍戸委員の方より報告をお願いします。

【宍戸委員】 4月12日に現地を確認してまいりました。現状畑として利用されていることを確認してまいりました。

【議 長】 それでは及川委員の方より報告をお願いします。

【及川委員】 本日4月13日に確認してまいりました。畑として使用していることを確認してまいりました。

【議 長】 それでは1件目のDの件につきまして、ご意見ご質問をお受け致します。
(意見等無)

【議 長】 なければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは通知するものと致します。
続いて2件目のEの件につきまして、ご意見ご質問をお受け致します。
(意見等無)

【議 長】 なければ地目変更の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは通知するものと致します。
続いて3件目のCの件につきまして、ご意見ご質問をお受け致します。
(意見等無)

【議 長】 なければ地目変更の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは通知するものと致します。
続いて4件目のFの件につきまして、ご意見ご質問をお受け致します。
(意見等無)

【議 長】 なければ地目変更の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは通知するものと致します。
続いて5件目のGの件につきまして、ご意見ご質問をお受け致します。
(意見等無)

【議長】 なければ地目変更の通知をしてもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは通知するものと致します。

(6) 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等 1 件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

（議案朗読）

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第 18 条第 3 項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありました、この件につきましてご意見があればお願いします。

（意見等無）

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(7) 議案第 3 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。賃貸借 1 件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

（議案朗読）

議案資料をご覧ください。資料 6 頁から 8 頁に申出地の図面を付けております。

こちらは従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議 長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借1件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきましてあっせんをしてもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それと併せて、あっせん内容が従前と変わりが無いので書類あっせんという形で進めてよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

それでは、書類あっせんを進めていきたいと思えます。
それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。
小野委員、日崎委員、岡委員、及川委員。取りまとめ、小野委員ということでもよろしくお願い致します。

あっせん委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それではよろしくお願い致します。

6. その他の協議状況

(1) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

【議 長】 それではその他の方へ移らせていただきます。まず1点目、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について説明お願い致します。

【事務局長】 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について説明致します。

議案資料9頁をご覧ください。平成28年3月に農水省から「農業委員会事務の実施状況等の公表について」との通知が出されております。

10頁の1の5行目の中ほどから読み上げます。「農地等の利用の最適化の推進が必須事務となったことに併せ、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが新たに法定化されました。当該情報の公表については、毎年度、翌年度の6月30日までに公表しなければならないこととされています。」

続いて2の4行目、「農業委員会は、区域内の農用地等の利用の最適化の推進その他の事務に関して、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画及び活動計画の点検・評価結果を市町村のホームページ等で6月30日までに公表することが適当です。」

以上に基づき昨年度の点検・評価案をご確認いただきたいと思います。

なお、昨年計画策定時に記載していた各項目の現状、課題、目標並びに記載内容が昨年同様の項目は説明を省略致しますので後ほどお目通しをお願い致します。

それでは議案資料 11 頁をお開きください。

ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、農地面積、農家数、農業就業者数、認定農業者数、農業委員の人数について、それぞれ指定された統計等を基に記入しています。5年ごとの農業センサスの数値が新しくなっております。

12 頁に参ります。ローマ数字Ⅱ「担い手への農地の利用集積・集約化」の 1 及び 2 で集積率が 100%を超えています。毎年のことですが、分母となる管内の農地面積が農業委員会で管理している農地台帳の面積ではなく、作付面積を基にした国の統計調査の数値を用いるよう指定されていることによるものです。

2 の集積実績は、村が調査し道へ報告した面積を集積実績に用いるよう指示があり、その面積の中には村外の認定農業者が村内に有する経営地も入っています。

3 の「活動実績」では担い手への利用調整状況及び新規実績の内容を記載しています。

4 の「目標に対する評価」では、官公庁所有地以外の農地の大半が担い手へ集積されており、今以上の集積面積確保は難しいため目標は妥当としています。

13 頁をお開きください。ローマ数字Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

2 の参入目標及び実績は 1 件で、地域おこし協力隊の村内での起業による新規就農です。

3 の「活動実績」では、地域おこし協力隊による新規就農と、村農業担い手育成センターで畜産での就農に向け 2 名が調整中などとしています。

4 の「活動に対する評価」では、農業者の確保に向けた取り組みが前進しているとしています。

14 頁をご覧ください。ローマ数字Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」です。

1と2では遊休農地がゼロであることを挙げています。
3の「活動実績」では利用状況調査の実施状況を記載しています。

15頁をお開きください。ローマ数字V「違反転用への適正な対応」です。
違反転用面積が各種活動によりゼロであることを記載しています。

16頁をご覧ください。ローマ数字VI「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

1「農地法第3条に基づく許可事務」、2「農地転用に関する事務」、それぞれ1年間の処理件数等を記載しています。

17頁をお開きください。3「農地所有適格法人からの報告への対応」では、法人数17。うち12法人が毎年必要な報告書を期限内に提出。残り5法人へは文書で督促。督促した5法人が報告書提出となっております。

18頁をご覧ください。ローマ数字VII「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですが、この後ホームページで意見等を募りますので現時点では空欄としています。

ローマ数字VIII「事務の実施状況の公表等」ですが、1の総会議事録、3の活動計画の点検・評価ともにホームページで公表しています。

なお、例年は新年度の計画についても併せて審議いただいていたところですが、令和3年度をもって先ほどの通知が廃止されまして、令和4年度からは新たな通知に基づく目標の設定等を行うこととなっており、こちらについては次回の定例総会にて審議いただく予定です。

以上、3年度の点検・評価案につきましてこの場でご意見等があればお伺いし、修正箇所があれば修正のうえ近日中にホームページへ掲載し、意見等の募集を経て次回の定例総会に議案として挙げたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

(2) 経営移譲予定者の確認について

【議長】 2点目、経営移譲予定者の確認について説明をお願いします。

※議案資料19～20頁

(3) 農業者年金研修資料「農業者年金の基礎知識」の配布について

【議長】 3点目、農業者年金研修資料「農業者年金の基礎知識」の配布について説明をお願い致します。

※研修会中止により資料配布

(4) 十勝農業委員会連合会の重点要請文（案）について

【議長】 4点目、十勝農業委員会連合会の重点要請文（案）について説明お願い致します。

※意見等があれば15日までに事務局まで

(5) 令和4年 第5回農業委員会定例総会について

※第5回定例総会は、5月25日（水）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 第4回の定例会ということで、皆様には慎重な審議いただき、無事承認いただきました。ありがとうございました。

いよいよ春耕期に差し掛かったわけではありますが、先日重大な農作業事故が発生してしまいました。皆様におかれましては、忙しくなる中ではありますが、落ち着いて自分の体調に不安がある場合は無理をしないように、どうか落ち着いて蒔き付け作業を進めていただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。